



作詩と作詞



何がどうちがうのか？



加藤良一 2025年2月22日

声楽曲の言葉については、**作詩**と**作詞**の二とおりに書き分けられている。いったいこの両者はどうちがうのだろうか。

作詩とは、まず詩があってそこへあとから曲を付けた場合で、**作詞**は曲が先にあって(あるいは同時に)そこへ詩をあてはめることではないかなどと簡単に考えていたが、果たしてどうなのか事例を交えて考えてみたい。

「詩」と「詞」について広辞苑第五版では、つぎのように解説している。

「詩」：②文学の一部門。風景・人事など一切の事物について起こった感興や想像などを一種のリズムをもつ形式によって叙述したもの。

「詞」：①言葉。字句。詩歌。文章。

すなわち、「詩」とは文学でいうまさに「詩」(ポエム)だが、かたや「詞」には言葉、字句、文章、に加えて「詩歌」という意味も含まれている。文芸としての「詩」を目指す作者(詩人!)が創作過程で、それが楽曲になることはおそらく想定していないだろう。自由な発想でなんの制限もうけずに詩作(作詩)をしているにちがいない。広辞苑にならえば「詩」と「詞」には、共通するところがありそうだ。

同じく「作詩」と「作詞」はつぎのようである。

「作詩」：詩を作ること。詩作。

「作詞」：歌の文句を作ること。「一作曲」「一家」

同じく広辞苑で「歌詞」を引くと

① 和歌に用いる言葉。歌語。うたことば。 ② 歌謡曲または歌曲・歌劇などの歌の文句。

と書かれているが、「歌詩」については項目それ自体が掲載されていない。広辞苑がすべて網羅しているわけではないから、「歌詩」がなくともおかしくはないが、それほど一般的ではない言葉だともいうのだろうか。

作詩・作詞 合唱曲の場合

つぎに実際の楽譜ではどう扱われているか、合唱曲を例にみる。

「作詩」とするか「作詞」とするか、出版社の方針やあるいは作者の意向などでその都度選択されているかもしれないし、また、単なるミスで取りちがえるということもあるかもしれない。いずれにせよ下に示したように使い分けられている。

作詩

「雨」（男声合唱組曲『水のいのち』より）	高野喜久雄 作詩	高田三郎 作曲
「帆船の子」	丸山 薫 作詩	多田武彦 作曲
「知床旅情」	森繁久弥 作詩	森繁久弥 作曲

- 「雨」と「帆船の子」は、作曲者が詩を探し求めて曲を作っただろうと推察できるが、「知床旅情」は元歌が「オホーツクの舟唄」であり、森繁久彌さんが映画撮影中に詩を書いたという。

作詞

「さよならの夏 ～コクリコ坂から～」	万里村ゆきこ 作詞	坂田晃一 作曲
「海はなかった」（男声合唱組曲『海の詩』より）	岩間芳樹 作詞	廣瀬量平 作曲
「酒と泪と男と女」	河島英五 作詞	宮本光雄 作曲

- 「海はなかった」は、1975年度NHK全国学校音楽コンクール高等学校の部の課題曲。但し、出版社によっては「作詩」とされていることもある。

歌詩と歌詞 作詩と作詞

歌詞のある楽曲は、先に詞を書きあとで曲(旋律)を付ける「詞先(しきき、しせん)」と、先に曲を作りそこへ詞を付ける「曲先(きょくせん)」の二つに大別されている。詞先と曲先では、作詞と作曲それぞれの役割が大きく異なるようだ。

詞先では、そもそも曲がないからなんの制限も受けることなく作詞することができる。その後の作曲はでき上がった詞を受けて創作にかかるので、与えられた詞からかなりの制約を受ける。いっぽう、曲先では、前もって曲が完成しており、でき上がった旋律の中に歌詞をはめ込む譜割りという作業をすることになる。

コンサートや合唱祭などのプログラム作成の際、「作詩」と「作詞」が交錯して、編集に困ることによく直面する。もっともやっかいなのは、同じ曲であるにもかかわらず、出版社によって異なっているケースがあることだ。たとえば、一度に数百曲が登録されるある県の合唱祭のプログラム作成において、そこに書かれた「作詩」と「作詞」をすべてチェックするのは大変煩雑で困難な作業であるという理由で、一律に「作詩」に統一するという手段を講じている。

側聞するに、国文学者の故池田弥三郎氏は、「歌曲、歌劇、ジャズ、ポップス、歌謡曲、演歌、唱歌、童謡、民謡、校歌など、節をつけて歌うための文句を作るのが**作詞**であり、作る人を**作詞家**と言う。文化庁による叙勲の場合でも、文芸詩集を出版している人は**詩人**、いくらヒット曲を持っていても、文学界で認められているような詩集を出版していない人は**作詞家**と呼ぶ」そうである。

日本音楽著作権協会、日本作詩家協会の対応

では、楽曲の著作権を管理している日本音楽著作権協会(JASRAC)と、作詩家の集まりである日本作詩家協会(JLA)は「**作詩**」と「**作詞**」についてどのような見解を示しているかみてみよう。

❖ 日本音楽著作権協会(JASRAC)

音楽著作権法に「**作詩**」という用語はない。すべて「**作詞**」である。著作権の登録は「**作詞者**／**作曲者**／**編曲者**」で記載される。以前は、詩集の中の詩に作曲したことから「**作詩**○○○○」と書かれた楽譜で申請された場合でも、JASRACでは受理する際に「**作詞**／**作曲**／**編曲**」と変換していたという。英語曲では「Words by／Music by／Arranged by」とされている。

❖ 日本作詩家協会(JLA)

日本作詩家協会は、我が国最大の作詩家の団体である。作詩家については、メロディーを持った楽曲の詩を書くことを職業とした、プロの集団と規定している。

作曲家が既存の「詩」に曲を付ける際には、作詩家の承諾が必要となるが、承諾を得た時点で文学としての「詩」は、音楽としての「歌詞」になる、との理解である。

JASRACは、音楽著作権法に基づいて「**作詞**」に統一しているといい、いっぽう、JLAにおける作詩家の定義は、「メロディーを持った楽曲の詩を書く」人のことで、その「詩」が音楽となれば「歌詞」になるという考え方である。

「歌詩」と「歌詞」は文脈に応じて使い分ける！

いささかとりとめのない話になってしまったが、音楽や文学においては、「歌詩」、「歌詞」、「詩」などの用語をそれぞれの文脈に応じて使い分ける必要があるようだ、というような感じだろうか。たとえば、楽曲の芸術性や文学性などに触れる場合は、「歌詩」とし、楽曲の制作(楽譜や音源など)においては、その歌唱部分の文字情報を「歌詞」とするなど。

今回いろいろ調べてみたが、結論らしいものには到達できなかった。「**作詩**」と「**作詞**」が同音異義語であることも話を複雑にし、注意深く読み進めなければならず、それは「**歌詩**」と「**歌詞**」についても同様である。

英語では「**歌詞**」を“Word of song”と表現し、「**歌詩**」という言葉は調べた範囲では(たぶん…おそらく…)なかった。この点においてはJASRACやJLAの対応は理にかなっているかもしれない。

大きく捉えれば、これらは単なる言葉の表記のちがいでなく、音楽や文学などの歴史や多様性からくるものではないかとも思う。詳しい方がおられたらご教示頂けるとありがたい。

[Back](#)

音楽・合唱コーナーTOPへ

[Home](#)

Topページへ戻る